

# 令和7年4月から育児休業手当金の 支給期間の延長に係る手続きが変わります

|          |                                                                         |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| これまで     | 保育所等の利用を申し込んだものの、 <u>当面入所できないことについて、市区町村が発行する入所保留通知書などにより確認</u> していました。 |
| 令和7年4月から | これまでの確認に加え、保育所等の利用申込みが、 <b>速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要</b> になります。  |

## ご注意

令和7年4月から、育児休業手当金の支給期間延長に係る手続きの際は、**保育所等の利用申込書の写しが必要になります。**

市区町村に保育所等の利用申込を行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの又は申し込みを行った画面を印刷したもの）を保管しておいてください。**

育児休業手当金は、保育所等に入所できなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日（1歳6か月の誕生日応当日の前日）まで（再延長の場合は2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで）支給を受けることができますが、育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにも関わらず、市区町村に入所を申し込むことは制度趣旨に沿わない行為です。

制度を適切に運用するため、**令和7年4月以後の延長給付については、以下の書類により速やかな職場復帰のために保育所等の利用申込をしていることを共済組合で確認**します。

## 令和7年4月からの延長給付には、次の書類が必要です！

○…従前からの必要書類      ◎…令和7年4月から新たに必要となる書類

○ **育児休業手当金（延長給付）請求書（給付様式第10-6-1号）** ※従前様式（給付様式第10-6号）を一部改訂

◎ **育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（給付様式第10-6-2号）**

◎ **市区町村に提出した保育所等の利用（入所）申込書の写し**

- 申込書の写しは、市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申込みの内容を途中で**変更した場合は、変更後の申込書の写しを提出**していただく必要があります。
- 申込書の写しは、全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申込みを行ったときに入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- 申込書の写しの内容について、共済組合から**市区町村に確認**する場合があります。
- 提出された申込書の写しの内容が**実際の申込内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられる**ことがあります。

○ **育児休業実績報告書（給付様式第10-8号）**

- 実際に休業した期間（基本的に月毎、まとめたの報告も可）について報告する書類です。手当金は、この報告書の提出があった期間について支給されます。

○ **市区町村が発行する保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる証明書（入所不承諾通知書、入所保留通知書等）の原本**

- 子が1歳に達する日の属する月以降、延長給付に係る全月分（原則毎月分）の提出が必要です。

延長の要件については、裏面の「育児休業手当金の支給期間延長に係る要件」をご確認ください。



公立学校共済組合神奈川支部



給付グループ  
電話 (045)210-8179

# 育児休業手当金の支給期間延長に係る要件

## ① 市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日（パパ・ママ育休プラス制度を活用する場合には1歳2ヶ月に達する日。以下同じ。）又は1歳6か月に達する日までに保育利用（入所）の申込みを行っていること。

- 入所申込年月日が子が1歳又は1歳6か月に達する日までの日付となっていることが必要です。
- 単なる失念等により、子が1歳又は1歳6か月に達する日の属する月における、市区町村が設定する入所申込期限に間に合わなかった場合や、入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- 育児休業の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により申込みの受付ができないとされた場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、医師の診断書、障害者手帳の写し等を添付してください。

## ② ①の申込みの内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次のア～ウのいずれも満たすものであること。

ア 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日以前の日としていること。

※ ただし、子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、市区町村が発行する、その月に募集を行っていないことを証明する資料（リーフレット等）を添付することで延長が認められる場合があります。

イ 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

※ 具体的には、申告書（給付様式第10-6-2号）及び利用（入所）申込書において、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないこと。

ウ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

※ この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とする。

また、「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。

- a 利用（入所）希望の保育所等が組合員又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合若しくは勤務先（配偶者の勤務先を含む）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
- b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等がない場合
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
- f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

## ③ 育児休業の申出に係る子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日の時点で保育所における保育等が実施されないこと。

ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由（※）なく、保育の利用を辞退した場合を除く。

※ 「やむを得ない理由」とは、申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。